

# 長束集会所運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は長束集会所(以下「集会所」という)の適切な運営を図り、もって長束地区の住民の福祉増進に資するため、集会所の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 集会所の運営に当たるため、長束集会所運営委員会(以下「委員会」という)を設置する。

2 委員会の事務所を会長宅におく。

(委員)

第3条 委員会の委員は、長束地区社会福祉協議会(以下、「社協」という。)の理事会を構成する下記の団体の代表者をもって組織する。但し、集会所の運営上必要と認められた者は、委員会の承認を得て委員に加わることができる。

土手・中仙道自治会	1名
ファミリー祇園長束自治会	1名
長束上市場町内会	1名
下市場町内会	1名
芦田屋自治会	1名
西川町内会	1名
長束地区社会福祉協議会	1名
長束地区社会福祉協議会事務局	1名
地域福祉推進委員	1名
長束地区民生委員児童委員協議会	2名
長束社協ボランティアバンク(ながつか青空の会)	1名
長束学区青少年健全育成連絡協議会	1名
長束長寿会連合会	1名
長束学区体育協会	1名

(役員)

第4条 委員会には、委員長1名、副委員長2名、事務局長1名、委員以外から監査2名、庶務若干名、会計1名の担当役員を置く。

(選任)

第5条 本会の役員の任務は、次により行う。

- (1) 委員長、副委員長は、委員の互選とする。
- (2) 監査は、社協協議員の中から選出する。
- (3) 事務局長は、社協の事務局長が兼務する。
- (4) 会計、庶務は、社協協議員のうちから委員長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 監査は、会計を監査する。

- (4) 事務局長は、庶務、会計を総括する。
- (5) 庶務は、本会の運営事務を処理する。
- (6) 会計は、会の会計事務を処理する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。  
欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は、総会、委員会とし、委員長が招集し議長となる。  
2 総会は、委員会において開催が必要とされた場合に開催する。  
(1) 事業計画・予算及び、事業報告・決算。  
(2) 会則の改正・廃止。  
(3) 資産管理に関すること。  
(4) 役員改選。  
(5) その他委員長が必要と認めたこと。

3 会の決議、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第8条の2 やむを得ない理由により総会が開催できないときは、前条の規定にかかわらず、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(会計)

第9条 本会の経費は次のものをあてる。  
(1) 使用料 (2) 寄付金  
(3) 助成金 (4) その他

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、4月1日より始まり翌年3月31日までとする。

(帳簿)

第11条 本会は、財産管理上必要な諸帳簿を備えて、管理運営する。

(管理)

第12条 この集会所に管理人を置くことができる。  
2 管理人は委員会の承諾を得て委員長が委嘱する。  
3 管理人は集会所管理規程、その他委員会の決定に従い、集会所を管理するものとする。

(付則)

第13条 委員会は、昭和48年4月1日に設立する。  
2 この規程は平成19年4月1日から施行する。  
令和元年6月8日改定（管理人の配置）。  
令和3年4月1日改定（書面表決）